	飼養衛生管理マニュアル(家きん) 年月
1	病原体持込防止のため、従業員は、農場以外では家きんを含む鳥類に接触しないこと。自宅で鳥類を飼養している場合は、農場に入る前に、シャワーを浴びて着替えること。また、狩猟器具を農場に持ち込まないこと。
2	高病原性鳥インフルエンザの発生地域へ渡航しないこと。
3	海外から肉製品を日本に持ち込まない、また、郵送しないこと。
4	他の農場や海外で使用された物品、衣類を農場に持ち込まないこと。
5	農場外から工具や器具を持ち込まなくてもすむよう、できる限り農場
	専用のものを備えておくこと。
6	他農場で使用された可能性のある物品を、やむを得ず持ち込む場合は、
	消毒してから農場に持ち込むこと。
7	犬や猫を衛生管理区域に入れないよう、餌場や寝床は衛生管理区域外
	に設置すること。
8	野生動物を寄せ付けないよう、農場内を整理整頓し、定期的に草刈り
	と家きん舎周囲等への消石灰散布を実施すること。
9	農場専用の衣類と靴またはシューズカバーを着用すること。
10	D 消毒方法
1)	手指:
2	衣服:
3	革化 :
	物品:
<b>(5)</b>	車両:
6	施設:

市町:

農場:

## (消毒方法の見本)

## 飼養衛生管理マニュアル(家きん) 年 月

- 1 病原体持込防止のため、従業員は、農場以外では家きんを含む鳥類に接触しないこと。自宅で鳥類を飼養している場合は、農場に入る前に、シャワーを浴びて着替えること。また、狩猟器具を農場に持ち込まないこと。
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生地域へ渡航しないこと。
- 3 海外から肉製品を日本に持ち込まない、また、郵送しないこと。
- 4 他の農場や海外で使用された物品、衣類を農場に持ち込まないこと。
- 5 農場外から工具や器具を持ち込まなくてもすむよう、できる限り農場 専用のものを備えておくこと。
- 6 他農場で使用された可能性のある物品を、やむを得ず持ち込む場合は、 消毒してから農場に持ち込むこと。
- 7 犬や猫を衛生管理区域に入れないよう、餌場や寝床は衛生管理区域外 に設置すること。
- 8 野生動物を寄せ付けないよう、農場内を整理整頓し、定期的に草刈りと家きん舎周囲等への消石灰散布を実施すること。
- 9 農場専用の衣類と靴またはシューズカバーを着用すること。
- 10 消毒方法
- ①手指:アルコールスプレー等で消毒または専用のグローブを着用
- ②衣服:500倍の逆性石けんで一晩漬け置き
- ③靴 :洗浄後、500倍の逆性石けんまたは消石灰等で消毒
- ④物品:アルコールスプレーまたは500倍逆性石けん等で消毒
- ⑤車両:消石灰帯と蓄圧式噴霧器でタイヤ周りを中心に消毒 運転手が降車する場合、病原体の付着や持ち帰りを防ぐため、 ブーツカバーを着用
- ⑥施設:除糞、水洗後、消石灰散布、逆性石けん噴霧、または石灰塗布